10月7日(日)　13:30～16:00　第４会場(アクトシティ浜松　コングレスセンター　4F　43+44会議室)

W-04-02　保険薬局における後発医薬品の推進

有澤（ありさわ）　賢二（けんじ）
公益社団法人　日本薬剤師会医療保険委員会委員、一般社団法人　北海道薬剤師会副会長

保険薬局における後発医薬品の使用促進には、様々な課題がある。在庫負担の問題。変更不可とする銘柄指定の後発医薬品記載の処方せん。患者へ理解を得るための説明の手間や時間等が上げられる。平成２２年度の調剤報酬改定により後発医薬品調剤体制加算の施設基準の要件も後発医薬品の使用量ベースとなり、この度の改定においては後発医薬品の使用促進が評価、適正化が行われた。現在、政府は後発医薬品の使用量ベースを３０％として様々な取組みを行っている。政府広報、医療関係者、国民に向けたポスター及びパンフレットの作成、配布などを行うとともに、都道府県レベルにおいては使用促進策の策定や普及啓発を行うための協議会を設置して医療関係者、都道府県関係者等で検討が行われている。また、後発医薬品メーカー、医療保険者、薬剤師会等の関連団体も後発医薬品の使用推進に向けて広報を中心に活動を拡充させている。昨年９月に示された中医協の「平成２２年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成２２年度調査）」からも患者の後発医薬品の認知度は約７割であるとこと。一方、先発、後発医薬品にこだわりがないという人は４割、医師へ後発医薬品の処方を依頼した人は２割以下であったこと。薬局へ調剤を依頼した人は３割程度だったとの結果が挙げられている。これらのことからさらなる患者側の後発医薬品への正しい理解と使用意向を高めていくとともに、社会資源としての医療費の抑制についての理解を求めることも必要と考えられる。これらのアクションを保険薬局が個々に行うことは労力、時間、コスト的にも大変な負担となる。いかに効率的により多くの人に後発医薬品を認知してもらい、使用意向を高められるかが課題となる。北海道薬剤師会が全国協会健保北海道支部と共同して行う後発医薬品の道民に対する普及啓発活動を紹介して、保険薬局が行う後発医薬品の使用推進策について検討の題材としたい。